

募集

児童青少年課

会計年度業務職員(児童厚生員)

詳細は募集要項をご覧ください。
募集要項・応募書類は子どもセンターつるっこで配布します(町田市ホームページでダウンロードも可)。
※保育士、幼稚園・小学校・中学校・高校教諭免許のいずれかの資格を有する方



任用期間 9月17日～2021年1月6日
勤務時間 午前9時30分～午後6時15分、月16日
勤務場所 子どもセンターつるっこ
募集人数 1人
報酬 月額19万2200円(実働7時間45分)／別途、通勤手当相当分支給
選考 1次＝書類、2次＝面接
募集要項を参照し、応募書類に記入のうえ、8月14日まで(必着)に、直接または郵送で子どもセンターつるっこへ。
※8月4日、11日、12日は休館日のため、受け取りできません。
問 子どもセンターつるっこ ☎708・0236

お知らせ

児童扶養手当

現況届の提出を

児童扶養手当を受給中の方、支給停止中の方に現況届を送付しました

ので、提出をお願いします。
現況届を提出しない場合は、11月分(翌年1月振り込み)からの手当が受けられなくなります。
なお、手当の受給開始から5年を経過した方等には6月下旬に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を送付していますので、現況届と一緒に提出してください。こちらの提出がない場合や提出が遅れた場合は、11月分からの手当が2分の1に減額されます。
提出方法 現況届の右上に記載された必要書類を添付のうえ、8月31日まで(消印有効)に郵送で子ども総務課へ。
※新型コロナウイルス感染防止のため、同封の返信用封筒を使用し、原則郵送での提出にご協力ください。
※各市民センター等での受け付けは行いません。
問 子ども総務課 ☎724・2143

測量実施のお知らせ

市では、国土調査法に基づく都市

再生地籍調査事業実施に伴い、測量を行います。
測量の際、やむを得ず私有地に立ち入る場合があります。測量者は町田市発行の土地立入証を携帯していますので、不審な時は証票の提示をお求めください。ご理解ご協力をお願いします。
実施期間 8月上旬～2021年3月下旬
測量場所 鶴川4丁目の一部
問 道路管理課 ☎724・1155

大地沢青少年センター～2021年2月分の

利用受付開始

※市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人
申 8月1日午前8時30分から電話で同センター(☎782・3800)へ。
※初日の午前8時30分～午後1時の受付分は抽選、午後1時以降は申し込み順に受け付けます。
※2月2日、9日、12日、16日、24日は利用できません。

町田市民ホール 休館のお知らせ

改修工事のため、2021年10月～2023年1月は全館休館を予定しています。ご理解ご協力をお願いします。
問 文化振興課 ☎724・2184、町田市民ホール ☎728・4300

みんなでつくる **未来の場** 18 **問** 企画政策課 ☎724・2103

公共施設の複合化に関する アンケートにご協力ください

2018年6月に策定した「みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画」に基づき、公共施設の複合化の検討を進めています。
たくさんある公共施設のうち、まずは、多くの老朽化してきた公共施設が点在する町田駅周辺を取り上げ、特に建物が古く、早期に検討が必要な町田市保健所(中町庁舎)と、同じ保健機能である健康福祉会館の集約・建て替えについて考えています。その他の地域の公共施設では、教育センターの建て替えについて考えています。

検討にあたって、皆さんからもアンケート形式でご意見やアイデアを募集していますので、ぜひご協力ください。

回答方法 町田市ホームページの「公共施設についてみんなで考える場『知ろう!考えよう!公共施設のより良いかたち』を開催しています」のページ内にあるアンケート専用フォームから回答。

回答期限 12月6日(日)まで

アンケート専用フォームはこちらから



みんなで描くまちだの未来 Vol.1

まちだの未来を描く計画づくり

問 企画政策課 ☎724・2103、都市政策課 ☎724・4248、福祉総務課 ☎724・2133、環境政策課 ☎724・4386

「(仮称)まちだ未来づくりビジョン2040」で描いている3つの「なりたいまちの姿」をご存じですか。

- ここでの成長がカタチになるまち
- わたしの“ココチよさ”がかなうまち
- 誰もがホッとできるまち



▲ワークショップの様子

これらは、2019年度から市民の皆さんと一緒に考えてきた、まちだの未来を描くキーワードです。
この姿をもっと具体的に、どうやって実現していくか、ビジョンをカタチにしていくための計画づくりも始まっています。
福祉や市民活動、都市づくり、環境形成など、多くの分野が横につながって、計画づくりに取り組むことで、みんなで描いた「なりたいまちの姿」をしっかりとカタチにしていきます。

次号から、それぞれの計画づくりの様子をお知らせしていきます。



情報公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度のしくみと運用

問 市政情報課(市政情報やまびこ) ☎724・8407

市が持っている情報は、市民の皆さんの財産です。市のことをよく知るためにも、市政情報課(市政情報やまびこ)をご活用ください。

市が行う業務は「情報公開制度」や「会議公開制度」を利用して知ることができます。

●「情報公開制度」とは

市が持っている情報や行政運営についての情報を公開する制度です(運用状況は表1を参照)。
※市の公文書の閲覧を希望する場合、各担当部署の窓口で情報提供で

きる場合がありますので、各課へお問い合わせください。

●「個人情報保護制度」とは

市が集め、持っている個人情報を取り扱うルールを定めています。ご自分の情報を閲覧し、訂正や消去、利用等の中止を請求できることも、この制度で定めています(運用状況は表2を参照)。

●「会議公開制度」とは

市が開催する審議会等を公開する制度です。会議の開催は、本紙や町田市ホームページ等でお知らせしてい

ます(開催状況は表3を参照)。
●「情報公開請求・個人情報開示等請求」をするには
市政情報課(市庁舎1階)へおいでください。職員が分かりやすく説明します(請求の方法は表4を参照)。
※市政情報課で請求を受けた後、担当課で文書の検索、公開・開示等の決定をするので手続きには数日かかります。
※決定内容に納得できない場合は、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

その他、公表を前提として作成されたもの、市政の推進や市民の理解を得るために提供することが望ましいものは、本紙や町田市ホームページ等で情報提供を行っています。
また、市政情報やまびこでは、有償刊行物の閲覧や購入をすることができますので、ご利用ください。

表3 2019年度審議会等の会議の開催状況

開催した会議の回数合計	874	
内 訳	公開	181
	一部公開	1
	非公開	692

※傍聴人数は350人です。

表1 2019年度情報公開制度の運用状況

公開請求件数	45(うち取り下げ4)	
決定内容別件数	公開	17
	部分公開	22
	非公開	2
	不存在	11
	存否応答拒否	0
合計	52	

※1件の請求で複数の決定があるため、決定内容の合計と請求件数は一致しません。

表2 2019年度個人情報保護制度の運用状況

開示等請求件数	67(うち取り下げ3)	
決定内容別件数	開示等	30
	部分開示等	36
	非開示等	2
	不存在	24
	存否応答拒否	0
	合計	92

※「開示等」とは「開示」「訂正」「消去等」及び「利用等の中止」をいいます。2019年度は、すべて開示請求でした。1件の請求で複数の決定があるため、決定内容の合計と請求件数は一致しません。

表4 情報公開請求・個人情報開示等請求の方法

	情報公開	個人情報開示等
請求できる人	どなたでも	本人のみ(原則)
請求方法	窓口、郵送、電子請求、FAX	窓口のみ
費用	無料	無料
対象文書のコピー	可(実費負担)	可(実費負担)

※情報公開制度で対象文書のコピーについて郵送を希望する方は、送料は請求者負担となります。